

喜多方労働基準監督署発表

令和7年9月10日（水）

【照会先】

喜多方労働基準監督署

監督・安衛課長 片桐 知拓

（電話）0241（22）4211

報道関係者各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～最低賃金以上の賃金を支払わなかった疑い～

喜多方労働基準監督署（署長 馬場正博）は、本日、光新メリヤス有限会社と同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで福島地方検察庁会津若松支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者2名に対し、令和5年3月分から令和6年12月分までの定期賃金のうち19か月分について、福島県最低賃金を下回る金額（1時間 700 円）で約定して支払い、その差額（合計約 51 万円）を支払わなかった疑い。

1 被疑者

（1）光新^{こうしん}メリヤス有限会社

所在地：福島県喜多方市字押切南

事業内容：ニット製品製造業

（2）代表取締役 A

2 違反条文

被疑者光新メリヤス有限会社、被疑者 A とともに、最低賃金法違反

同法第4条第1項及び第2項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない、仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなすと規定されています。

被疑者 A は、令和5年3月分から令和6年12月分まで（令和5年2月21日から令和6年12月20日まで）の定期賃金のうち19か月分について、被疑者光新メリヤス有限会社の労働者2名に対し、福島県最低賃金を下回る金額（1時間700円）で約定して支払い、その差額合計約51万円を支払わなかった疑いがあるものです。

4 福島県最低賃金の金額

- ・ R4.10.6～R5.9.30 1時間 858円
- ・ R5.10.1～R6.10.4 1時間 900円
- ・ R6.10.5～ 1時間 955円

【参照条文】

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3～4 ……(略)……

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金……に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条 法人の代表者……が、その法人……の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人……に対しても各本条の罰金刑を科する。